



入学準備金の受給申請

来春、大和郡山市立の小学校・中学校に入学する子どものいる家庭で、保護者から申請があり、所得の基準を満たす場合、入学準備金を3月中に支給します。希望する場合は学校教育課へ申請してください。

※小学校に入学する子どものいる家庭は、就学時健康診断の通知に案内を同封しています。

※生活保護を受給している場合、転出予定で大和郡山市立の学校へ入学しない場合、私立学校へ入学する場合などは申請できません。

※申請書は、学校教育課窓口、もしくは市HPから取得できます。

申請・問合せ＝12月27日(金)までに、郵送または直接、学校教育課(〒639-1198 北郡山町248-4・2階6番窓口・内線724)へ

※窓口での申請の場合、通帳など振込先口座を確認できるものをお持ちください。



介護認定調査員募集中

介護保険を利用するために必要な「要介護認定調査」に関する業務(訪問調査・調査書作成等)を行っていただきます。

- ・認定調査システム搭載のタブレットを使用
- ・原則、自宅と訪問調査先の直行直帰(私有自動車等で移動可)
- ・調査報告等のための来庁は必要
- ・雇用当初に研修あり

資格要件＝①・②を満たす人

①介護保険に関連する事業所に勤めていない

②介護認定調査の実務経験があり、採用後すぐに調査員として業務を行える

※書類・面接による選考。

報酬＝調査1件につき4,001円

申込・問合せ＝事前に問い合わせの上、市販の履歴書(写真添付)・資格証の写しを介護福祉課(内線514)へ



空き家の日常管理や賃貸・売買の悩みは空き家相談会へ(相談無料・要予約)

日時＝12月12日(木)13時～16時

場所＝市役所交流棟2階 交流ルーム1

※相談会以外でも常設の相談員が、下記相談窓口で空き家相談を電話にて受け付けています。

詳細・問合せ＝まちづくり戦略課 公民連携空き家利活用推進室(内線675)・市空き家バンク指定相談窓口NPO法人空き家コンシェルジュ 榎原相談窓口(☎0744-35-6211)(日曜除く9時～18時)



国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に基づいて運営され、『国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして“老後にゆとりをプラス”する』公的な個人年金です。終身年金が基本で税制上の優遇措置もあり、安心してご加入いただけます。

◆加入対象

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満あるいは海外居住されて国民年金に任意加入者であって国民年金保険料を納付されている人(農業者年金加入者は除く)。

◆国民年金基金5つのメリット

- ①終身年金。一生涯受け取り。
- ②加入時に年金額が確定、掛金額も一定。
- ③掛金が全額所得控除の対象。
- ④万が一の時にはご家族に遺族一時金も。(遺族一時金の無いB型タイプもあります)
- ⑤ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を自由に設定。

※資料の送付依頼は下記へ。

問合せ＝全国国民年金基金近畿支部(☎0120-65-4192)

(保険年金課)



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料控除証明書はお手元に届いていますか。(10月1日～12月31日に今年初めて納付した人の控除証明書は来年2月上旬に送付予定。)(「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人は令和7年1月下旬に電子送付予定です。)早急に必要の場合は、下記まで依頼してください。

また、13カ月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1)全額納めた年に控除
- (2)各年分の保険料に相当する額を複数年に控除(複数年分に分けて申告する場合)

問合せ＝ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)・奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)(保健年金課)



未登記家屋の所有者の変更について

法務局に登録されていない家屋の所有者が売買、相続等の理由により変更となった場合、法務局での表題登記、または市税務課 固定資産税第2係で未登記のまま所有者を変更する申請が必要です。

登記家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は申請していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず手続きをお願いします。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線285)

